

社会资本整備審議会 都市計画・歴史的風土分科会 都市計画部会

第30回都市計画基本問題小委員会

令和7年11月20日

【丹下企画専門官】 失礼いたします。お時間となりましたので、始めさせていただきます。

本日はお忙しいところお集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。ただいまより、第30回都市計画基本問題小委員会を開催させていただきます。

私は本日事務局を務めさせていただきます都市局都市計画課の丹下でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日でございますが、○○専門委員を除く13名中12名の委員の皆様方に御出席をいただいております。うち3名の委員、○○委員、○○委員、○○委員、3名の先生方におかれましては、ウェブにて御参加いただいてございます。また、御欠席の○○専門委員の代理として、日本商工会議所の○○地域振興部長に御出席をいただいてございます。出席の委員の皆様につきましては、お手元の座席表をもって、代えさせていただきます。

また、局長の中田でございますけれども、本日国会の対応のため不在にしております。誠に申し訳ございません。

資料につきましては、委員の皆様にはタブレットを御用意してございます。本日はウェブ併用の会議開催となりますので、ウェブ参加の委員の皆様におかれましては、事前に送付させていただきました注意事項について御確認をいただければ幸いでございます。

また、会議に参加されておられる皆様におかれましては、御発言される場合には挙手を、オンラインで参加していただいている委員の皆様におかれましては、T e a m s 上で手を挙げるボタンをクリックいただきますようお願いいたします。司会者、進行者より順次指名をさせていただきます。

最後になりますけれども、本日は速記業者による記録とT e a m s 上の録画記録機能を使用いたしますので、あらかじめ御了承いただければと思います。

それでは、議事に入りますので、カメラ撮りはここまでとさせていただきます。

以降の議事進行につきましては、○○委員長にお願いできればと存じます。

○○委員長、よろしくお願ひいたします。

【○○委員長】 皆さん、おはようございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、早速議事に移らせていただきます。

本日は、2つの議事、まず1つ目は、『「地域固有の魅力に根差すまちづくり」等の個別論点について』ということと、もう1つは、『中間とりまとめの骨子案について』ということでございます。

時間の都合上、まずは両議事について事務局よりまとめて御報告いただきます。その上で、まとめて質疑に移ることというふうにいたしますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、事務局より説明をお願ひいたします。

【本田都市機能誘導調整室長】 皆様、おはようございます。事務局、都市計画課本田でございます。本日もどうぞよろしくお願ひいたします。

まずお手元の資料の確認をさせていただければと思いますが、資料の1、2、3が前回お示しした5テーマのうち今回議論する残りの3テーマの資料になります。それから、資料4としまして、中間とりまとめ骨子（案）をご準備しております。また、資料4の概要資料のような扱いになりますが、横長の参考資料1を2枚セットで用意させていただいております。過不足等ございませんでしょうか。途中でも、何かございましたら、おっしゃっていただければと思います。

それでは、早速、資料1に入らせていただきます。「地域の歴史・文化、景観・環境等の地域固有の魅力に根差すまちづくりの推進」というテーマになります。

まず1ページ目、前回まで本委員会でいただいた御意見と、今後の方向性を改めてまとめてさせていただきました。既存ストックのリノベーションや、歴まち計画の裾野拡大、あと広域景観保全といった分野で御意見いただいておりまして、その下の今後の方向性（案）というところで4テーマ、小項目をまとめさせていただいております。本日、それぞれにつきまして、今の取組状況ですとか、それから今後の方向性をお話しさせていただければと思います。

それでは、2ページ目に移っていただきまして、地域固有の魅力の活用に関して、皆様それぞれでお持ちのテーマ、イメージが異なるかと思いますので、全体の問題意識を事務局内にブレークダウンさせていただきました。

まずページの上側、人口減少や若者の地方離れが進んでおりますが、その中でも都市の持続可能性を高めていくために、やはり地域固有の地域資源というものを使ってエリア価値の向上を図っていく、この辺りがやはり必要になっていくと、そのことによって魅力を

高め、住民のシビックプライドの醸成ですとか、稼ぐ力の向上、こういったところを図ることが重要だというふうに今までの本委員会での議論も踏まえ考えてございます。地域資源については、保全・活用の重要性、それから裾野の拡大というところの御示唆をいただいております。これまで都市政策の中では、交付金を使った「都市再生整備計画」の活用や、景観法、歴まち法、こういった手法を使って、都市の魅力維持・向上を図ってきたというところが実情でございます。以上の背景を基にお話できればと思います。

それでは4ページに移っていただきまして、小項目1になりますけども、地域の大切な資源のリノベーション活用等の促進というところでございます。こちら、先ほど3つの制度を申し上げたうちの「都市再生整備計画」がメインになりますが、この中では、今後、官民連携によって、魅力的な既存建造物等の保全・活用をしていくというところがやはり大事ですし、そのまちでしか感じられない雰囲気や情緒、こういったところをエリアで一体的に向上させていくことが、現在、動きとして出てきてございます。下に、守口の例、載せさせていただいておりますけども、やはりこういったところを一層促進させていく必要があるのではないか、ということで考えてございます。

今後の方向性としましては、まさにその地域資源の活用を通じたエリア価値や、固有魅力の向上を促進すべきというところ。特に、地域のシンボルというところと、それからエリアの起爆剤という観点に該当するような既存建造物、こういったところについては、民間のノウハウを活用した改修・運営を図っていくことが必要ではないかというところ。そして、そういった地域固有の魅力を高めるまちづくりを進めるエリアというのを都市再生整備計画に位置づけて、必要な支援措置を講じていくことではいかがでしょうか、と考えてございます。そして併せて、核となる地域資源の保全ですとか、あるいは、既存建築物・隣接土地、こういったところを一体的に管理していくための措置を講じていくところ。そして、都市再生整備計画の観点から申し上げると、景観計画・歴まち計画の策定ですか変更、こういったところと連携していくことが必要ではないでしょうか、ということでまとめてございます。

その後ろ、5から8ページ目までは参考資料というところで、実際の地域資源の活用の例ですか、金融支援の対象とした例、それから、こういった分野がニューヨーク・タイムズみたいなところでどういうふうに取り上げられているのかといったところも載せさせていただいておりますので、御参考としていただければと思います。

そして、9、10ページ目ですが、(2)として、既存建造物群の連鎖的再生というとこ

ろで、景観創出の促進をしていこうというところを小項目2として、まとめさせていただきました。

スライド10ページに移ります。特に地方都市、人口ですとか、あと来訪者も、観光は一定活性化していますけども、ただやはりそれも減少してきている地域というのは出てきています。こういった中で、建物の所有者の高齢化ですとか、あと物件の活用意欲の低下、加えて老朽化も建物も進んでいきますから、そういったことで良好な景観が損なわれているようなところは、やはり全国で見られるところでございます。こういった低未利用の地域で、景観の側から、規制誘導を中心として、良好な景観を創出することはやはり難しいのではないかというふうに捉えてございますが、その中でも近年、民間のまちづくり会社等によって、リノベーションして、エリア一帯で取り組んでいくというような成功事例も実際生まれているところでございます。ただ、そういった民間のまちづくり会社等に確認していくと、その多くが、やはり実績が少ない段階、初期の段階で、所有者等からの信用を得てまず物件を預けていただく、そこに御苦労されているというところも伺ってございます。

こういったところを今後の方向性としてどう手当てしていくか、下のほうに移りますが、景観法の中では、規制的・誘導的な手法というのを御用意しておりますけども、それだけではなくて、施設の改修・利活用、それによってエリア一帯のリノベーションをしていく。これによって景観再生していくようなことにも取り組んでいくべきではないでしょうか。そして、その際には、第三者、例えば、景観法に基づいて指定されるような景観整備機構というような仕組みも今ございますが、そういったところが所有者に代わって、期間を特に区切って、建造物の改修や利活用の促進に取り組んでいく、こういった制度を創設していくということはいかがでしょうか。

そういったところに関しては景観計画と調和しながら景観再生を進めていくというところで、スキームの例を12ページに載せさせていただいております。景観計画の中で、実際にこういったリノベーションを取り組んでいく区域や、実際リノベーションによってどういった景観を目指していくのかといったところで、具体的にどういう事業方針で進めるのかというところを書いていくことを想定しております。特に景観整備機構の指定対象として、民間法人を追加していくことも必要ではないかと考えてございますし、この景観整備機構に関しては建物所有者と協定を締結して、特に景観行政団体の関与も受けることで信用を得やすくするという、こういったスキームを例として考えさせていただいてござい

ます。

以上が景観の分野になります。

それから（3）、14ページ目、歴まちの取組に移らせていただきます。こちらは、歴まち法に基づいて、今全国100都市で取組が進んでおりまして、実際に地域の活性化ですか交流人口の増加、あるいは観光振興みたいなところにつながってきているところではございます。一方で、この計画の重点区域の中には、重要文化財等を含むというところが計画策定要件になっておりますので、実際にこういったものがないところに関しては、なかなかこの取組をすることが難しいというところでございます。

これを、今後の方向性として、文化財の範囲を拡大していくような方針で取り組んではいかがでしょうか、というところで示してございます。特に範囲拡大の対象としては、国の登録文化財の関係や、あるいは自治体で指定されるような文化財、こういったところに広げていくということはいかがかと考えてございます。ただ、そういった文化財の拡大に関しては、実際に、この文化財が歴史的風致にどう関与しているか、また建造物が簡単になくならないような確認をしっかりと行う必要があるのではないかと考えてございます。

以下、歴まち法の概要や、参考となる資料を19ページまで載せさせていただいておりまして、具体的に裾野拡大によってどのような文化財が入ってくるのかというのを、イメージが湧くように例として挙げさせていただいてもございます。

そして、（4）の最後の小項目になりますが、広域的な景観保全というところにも御意見をいただいておりました。

これに関しては、都道府県の役割というところが出てくるかと思いますので、21ページにまとめさせていただいております。実際に、山並みや湾岸、こういったところは複数の市町村域にまたがることが多いと考えてございますが、景観形成基準等がなかなか揃いづらいというところもございます。こういったところでは、都道府県が、市町村間も含めて景観行政を調整していくことが望ましいと考えてございますけども、現行法では、特にそういった事務権限が規定されてございませんので、なかなか難しいというお声もいただいているところでございます。

こういった点に関しては、今後の方向性として、関係市町村間の連携強化や全体最適に向けて、都道府県による調整促進に必要な措置を講ずるべきではないでしょうか。特に具体的には、というところで、広域的な基本方針の策定の促進や、都道府県と関係市町村で調整会議をつくって活用していくことの促進、あるいは都道府県による市町村の調整

機能の明確化、こういったところが必要になるのかなと考えてございます。

またもう1つの方向性として、市町村でも、景観行政をずっとこなし続けていくのがなかなか大変であるというお声もいただいてございます。実際に、景観行政団体、都道府県から市町村に移すところが、今ございますが、逆に、市町村が景観行政やっているところを都道府県に返還するというようなところも、選択肢としてはあるのではないかというところで、これに対応した環境を構築していくべきではないかというところも考えてございます。

以上、この地域固有の魅力のテーマというところで、4項目述べさせていただきました。まとめとして、24、25ページにまとめてございますので、こちら、御参照いただければと思います。以上が、テーマ2になります。

次が資料2のほうに移りまして、テーマの4つ目、防災に関するものとなります。

こちらの1ページ、時間も空いていますが、前回までにいただいた御意見と方向性をまとめさせていただいております。今後の方向性の中で小項目を2つ御用意させていただいておりまして、立地適正化計画と災害対策の連携のさらなる強化と、都市の防災力を強化していくに当たって民間の方々に投資していただくことをどう進めていくかという、この2点でございます。

2ページですが、都市の防災力の強化に関してはこれまで、都市局では力を入れて取り組んできておりまして、その概要になりますが、少し載せさせていただいております。テーマとしては、盛土や液状化の対策、あるいは津波等をはじめとした避難施設の整備、それから防災集団移転、こういったところにも取り組んでまいりました。また、事前防災ということで復興計画の策定や、実際に災害が起きてしまった後の復旧・復興の対策、こういったところも力を入れて取り組んできたところでございます。

このような点に加えて、今回どういったものが特に必要か考えさせていただいたものをお示ししたいと思います。

4ページに移っていただきまして、まず1つ目の小項目の、立地適正化計画との関係になります。

令和2年に法改正した際に、立地適正化計画の中で防災指針を新たに位置づけました。それ以降、この防災指針を位置づけた自治体というのはどんどん増えてきておりまして、現在432になってございます。立地適正化計画策定済みの自治体の約3分の2が、防災指針もしっかりと位置づけている状況でございます。防災指針をただつくるだけではなく、

災害リスク分析を使った例として、福岡県久留米市の例も載せさせていただいてございま  
すが、具体的に誘導区域の範囲の見直しに活用した例になります。

そのようななか、5ページに移っていただきまして、今回、テーマ1で集積に関して議  
論していただきましたが、立地適正化計画の中には、域外からの利用者を見込むような業  
務施設や集客施設、こういったところを追加しようとしてございます。つまり、今まで住  
民だけをメインに考えておりましたが、来街者も含めて災害への備えを入れていかなければ  
いけないという状況になります。今後の方向性としましては、近年の被災状況や新たな  
災害想定に応じて内容を見直していくだけでなく、来街者も考慮した防災指針の見直しや、  
あるいは土地利用規制との連携強化のようなことも、促進していくべきではないかと考え  
てございます。また、避難施設や非常用発電、こういった防災施設の確保も、来街者への  
対応も含めたものに変えていく。そして、防災施設の整備・管理運営、こうした点もしつ  
かりと留意していく必要があるのではないかと考えてございます。

後ろに参考として、幾つか参考資料載せさせていただいておりますが、次の小項目に移  
らせます。

12ページまで飛んでいただきます。こちら、前回の小委員会の中で、公共貢献のテ  
ーマも少しございましたけども、特にその中でも、防災の貢献というところに関しての小項  
目としております。

特に都市開発プロジェクトの中で水災害、洪水ですとか、こういった対策は結構進んで  
きているというところございます。具体的には、防災貢献に対して積極的な評価をしてい  
くというようなことを、技術的助言として発出したりして進めてきております。これに応  
じた動きとしては、大型物流施設の整備の中で、容積緩和を行いつつ、しっかりとした防  
災の避難のスペースを確保するというような取組もなされてきてございます。

こういった動きも踏まえまして、今後の方向性としましては、先ほどの防災施設の整備・  
管理が重要ななかで、現在積極的に進んできている水災害以外の災害対策でも積極的に評  
価していくといった方向性が望ましいのではないかと考えてございます。

以上、防災のほうで小項目2つ、御紹介させていただきました。

今の13から15ページは、具体的な技術的助言の内容等になりますので、御参考いた  
だければと思います。

そして、資料3。5つのテーマの最後の5つ目になります。政策間、地域間での連携に  
なりまして、こちらも1ページに示した今後の方向性というところで、テーマ2つ、特に

政策面での横連携と、それから地域間という意味での連携、この2つの視点かと考えてございます。

まず1つ目の政策間連携というところになりますが、3ページに移っていただければと思います。これまでも、様々なテーマと連携を進めてきているところでございます。特に都市政策の中で、立地適正化計画を活用した交通との連携や、公共施設整備における公有財産との連携、介護施設のような生活サービスの施設配置の連携、そして先ほど申し上げたような防災や、インフラ老朽化、エリアマネジメントと、こういった様々な分野で、特に国交省だけではなくて、他省庁分野の連携も進めてきたところでございます。

今後の方向性としましては、新たな政策分野との連携も図っていくべきであり、特に相乗効果に留意すべきではないかと考えてございます。また、様々に行政の中で計画をつくりっているところございますが、その計画、また実際に事業を進めていく、そして整備したものを管理していく、こういったそれぞれの段階での連携ということが重要ではないでしょうか。そして、これまでこの政策間連携での具体的な取組として、省庁間のコンパクト・プラス・ネットワーク形成支援チームというのをつくってきてございます。詳細、13ページに書かせていただいておりますが、これを最大限に活用して、省庁・部局間の垣根を越えた横串の連携というのをしっかりと進めていくべきではないか、そのような今後の方向性をまとめさせていただきました。

4ページ以降、各政策分野との連携の具体的なところを載せさせていただいております。逐一は時間の関係で触れられませんが、御参考としていただければと思います。

そして15ページですが、今、都市計画の分野で「まちづくりの健康診断」というものを行わせていただいております。様々な指標等を分析して、レポートを市町村に提供したりしていく取組になっております。目下、各自治体分、作成しているところではございますが、中でも、様々、統計的情報を活用させていただいております。

ただそれに加えて、今後の方向性としましては、まちづくりと親和性の高い情報というのは様々ございますなかで、各省庁に提供を促すことや、他の政策分野で保有している情報を活用していく、このような点が重要ではないかと考えております。そして、この「まちづくり健康診断」の中で得られた情報は、先ほど申し上げたコンパクト・プラス・ネットワーク形成支援チームの中でもしっかりと共有し、各省庁の政策立案に反映していただくようなことも考えられるかと思います。また、地方公共団体、それぞれがまちづくりを頑張っていただいておりますが、その底力を発揮していただく一助となればということで、

我々地方支分部局、整備局等も持っておりますので、そういったところにこの「まちづくり健康診断」を使いながら動いていただく伴走型支援、このようなものも今後進めていければと考えてございます。

以上が、政策間連携のほうになりますて、続いて、地域間連携になります。17ページです。前回の本委員会の中で、広域的に立地適正化計画を進めている動きがございますと申し上げております。そのときの資料の再掲になりますが、立適の部分では、広域連携の芽が出てきておりますので、これを引き続き強力に推進していければと考えてございます。

そして、21ページになりますが、先ほど広域景観として触れさせていただきました分野も、広域的な動きとして進めていければと考えてございます。おおむね、特に2分野がメインにはなってきますが、その他の分野も含めて、やはりインフラ管理も含め広域的にやっていこうという動き、全体的に出てきておりますので、そのような動きと合わせて、この都市政策も、地域間連携を促進していければと考えてございます。

それから、22ページになります。地域間連携という点で御参考になりますが、今、都市の分野では政府全体でやっているEBPMのアクションプランの中の1テーマに、広域のまちづくりというテーマがございます。

広域的なまちづくりを、事例を捉えながら、実際にどういう効果が出ているのかを分析検証しましょうという取組になっておりますが、この取組、せっかく進めているところでございますので、今後の方向性としまして、EBPMアクションプランに基づく効果検証により、地域間連携による政策効果の定量化、これを進めていければと考えてございます。また、この分析の中で得られた成果については、将来的に運用指針ですとか手引き、こういったところへの反映を考えており、自治体間の連携を促していければと考えています。

以上が、5つ目のテーマの政策間、地域間の連携とでございます。

そして最後、中間とりまとめの骨子、資料4です。時間もあまりございませんけども、簡単に触れさせていただきます。

1ページ目、はじめにと書いてあるページになります。これが全体の骨子、これまで議論していただいたものの現時点の案として考えてございます。表題に、『地域に民間投資を呼び込み、個性ある都市空間をつくる「令和のまちリノベーション」の推進』というところを掲げさせていただきました。課題認識につきましては、前回、一定お示しさせていただきましたが、2002年に都市再生特別措置法が制定されて以来、都市再生を進めてき

ました。そして、立地適正化計画も、制度創設から10年以上が経ったというなかで、今の足元の状況、右側に載せさせていただいておりますが、このような変化に対応して、今の時代に合った安全快適なまちづくりを進めていくべきではないでしょうか、とまとめてございます。

そして以降のページに、5つございましたテーマ毎にまとめております。今、改めて触ることは時間の関係から控えさせていただきますが、前回、今回とお示しした資料の内容をまとめてございます。

そして最後に、「今後、さらなる検討が必要な事項」として、幾つか載せさせていただきます。

5テーマでお示しすること以外という点で、引き続き検討が必要と考えてございますが、1つ目としましては、今後も社会構造の変化はずっと続いていくなかで、都市政策の展開に当たっては、あえて可変性を持たせていくところ、アジャイルに進めていけるところと、長期的に変えていかない、不变とすべきところ、これを整理していくことが必要と考えてございます。そして、まちづくりにおける協定制度もその手法としてございますので、こういったところも注視しながら、適時見直しをしていけるような制度設計としていくべきではないでしょうかということが1つ目です。

それから、人口減少が継続することが示されておりますので、持続可能なまちづくりのために土地利用規制に関する各自治体の今後の取組状況をよく見ていきながら、立地適正化計画と土地利用規制の連携の在り方を継続的に検討していくべきと記載しております。

そしてイノベーションを創発するまちづくりについて、前回の本委員会で触れさせていただきましたが、こちらは概念を具体化していき、今後取り組んでいくモデル地区の結果も踏まえつつ、政策目的と制度的手段の関係を整理していくべきとしております。その際には、土地利用政策やウォーカブル政策との関係にも留意していく必要があるのではないかでしょうか。

そしてイーコマース、コロナ禍で一気に進みましたが、今後デジタル空間における産業の拡大が見込まれますので、デジタル空間の拡大を踏まえたリアル空間としての都市の在り方を引き続き検討していくべきではないでしょうか。その際には、まちなかに人々を呼び込んで外出を促進することがやはり重要になってきますので、今後どのようにしていくかを併せて検討していくべきではないでしょうか、と考えてございます。

以上、長くなりましたが、御議論のほど、よろしくお願ひいたします。

【○○委員長】 どうも御説明ありがとうございました。

残りの時間、意見交換および質疑の場としたいと思います。前回の反省で、時間ぎりぎりとなり2回目の発言をしていただけなかったので、できましたら、2回目の発言、希望者ができるぐらいの感じで、皆さん、前回の時間の間隔を思い出して、御発言いただければありがたいなと思っております。

前回は順番という感じで進めましたが、発言したい方からでよろしいですか。オンラインの方は挙手機能でよろしくお願ひいたします。いらっしゃいませんか。

○○先生、お願ひします。

【○○臨時委員】 ○○でございます。よろしいですか。

資料のまとめ、ありがとうございました。基本的には、異論はない形で方向性示していただいているのではないかなと思います。

前回は欠席をいたしましたので意見書を提出いたしましたが、読み上げていただいたようで、誠にありがとうございました。

その意見書の要点は、本日、提示いただいている資料とも密接に関係しているのではないかなと思っています。具体的には、人口減少下で都市の密度と機能を維持するために、立地適正化計画と連動して、土地利用や都市施設の在り方を見直して、都市空間のトリアージ、つまり、維持すべき区域と縮退を許容すべき区域を戦略的に選択する視点が必要であり、その判断を自治体が合理的に行うために、御提案されていた「まちづくりの健康診断」のような手法が重要であるというようなことを述べさせていただきました。

こういった観点から、今回、本資料について意見を3点程度申し上げたいと思います。

まず、資料1の10ページ以降に既存建築物群の連鎖的な再生や、14ページ以降に整理されている歴まち計画に位置づけられている文化財など、地域が有する資源を適切に把握し、いかに再生につなげていくかは、地域固有の魅力を向上させるために重要です。しかし、市町村が単独でその潜在力を評価することには、一定の限界があり、広域的な視点から、合理的な把握が求められます。

次に、資料2に示す激甚化・頻発化する災害の対応では、近年、研究して発表させていただいた「流域治水」の研究に引き寄せて考えると、自治体では、「まもる」「ながす」「ためる」「とどめる」「そなえる」といった多面的な対応、対策が必要とされ、防災指針はもとより、流域貯留対策や氾濫原の減災対策を進めるためには、合理的な理由を、いかに地域の事業者や住民の方に示していくことが不可欠です。しかしながら、市町村が、

浸水想定や災害リスクなどを、科学的に自ら整えていくことは現実的に困難な状況にあります。

さらに、資料3が示すように、人口が激減する一方で、いまだ市街化区域が拡大をしていて、インフラの老朽化が同時に進んでいく中で、建設後50年を超えるような施設が急増して、更新時期の集中によって財源的にも人的にも対応が困難になることが予想されています。国土交通白書でも、2037年度には維持管理・更新費が投資可能額を上回るとの試算が示され、都市施設のトリアージが避けられないような状況にあります。

こうした課題に向き合っていくためには、広域かつ総合的な視点から、維持すべき区域とそうでない区域を客観的に評価し、市町村が根拠を持って判断できる体制が必要です。

こういった3点、以上を踏まえれば、地域資源の再生、防災、インフラの老朽化という複数の課題に共通して求められている問題というのは、都市空間を客観的かつ総合的に診断をして、維持すべき区域と、縮退の内容を受容していく区域を見極めるための根拠をつくり出し、共有することであり、そのための手段として、先ほど申し上げました「まちづくり健康診断」は重要な可能性を秘めており、有力な手法になりうると考えています。

こういった診断を基礎としつつ、都市空間のトリアージに基づくコントロールと、リノベーションや地域の魅力を高める緩和措置を適切に組み合わせていくことが、人口減少社会での都市政策には不可欠であると思います。

長くなりまして、申し訳ありません。以上です。

**【○○委員長】** いや、前回分も含めてコメントいただきまして、どうもありがとうございます。

他にいかがですか。

**【○○臨時委員】** いいですかね、ごめんなさい。

私、資料1のことについて申し上げたいと思います。1つは、大きな話で言えば、価値の共有をちゃんとしなきゃいけないということがあります。

その点においては2つあって、1つはリノベーションのまちづくりって、やっぱり地方で結構進んでいく中で、新しくつくられた景観を積極的に評価していく必要があるんじやないか。例えば、それまでの歴史文脈に従ったようなものでなかったとしても、非常に面白いものが生きてきている。そういうものを、実は積極的評価する状況というのはあまりなくて。それをちゃんと読み込んでいくということが、景観計画等の中でも必要になってくるんじゃないかなというのが1つです。

2点目は、私、これ自分の研究なんですけれども、オーセンティシティの欠如ということが非常に最近見られると。景観って、本当にもう一瞬で価値も景観要素もなくなってくる状況というのは本当にすぐ生まれてくるんですよね、観光の中で消費されたりして。オーセンティシティって何かと言ったら、別にそのピラミッドとか歴史的なものだけではなく、個人の解釈も併存しながらみんなでつくり合っていくものなので、昭和のものでもいいですし、新しいものでもいいんですけども、本当にそれがその都市のオーセンティシティなのかどうかというのをしっかりと見極めていく必要があると。そうすると、数でどれだけリノベーションされたということを評価するべきじゃないと思っているんですよ。例えば、第三者が景観の再生を進めていくということは非常に大事だと思うんですけども、こここの役割として、幾つか物理的に取り組んでいくということもそうなんんですけども、この地域の価値で守らなきやいけないフレームワークがどこにあるかということを、やっぱり役割として持っていくべきなんじゃないかなというのが、日々まちづくりを見ている中で思うところです。

オーセンティシティの話だけ申し上げると、大事なのは、幾つかの要素があるんですけども、自然発生的であるかとか、周辺との相互作用があるかとか、そういったオーセンティシティの必要要素というものが幾つかあるんです。そういうものをちゃんと読み取つてくるものというのが、そういう第三者というものの役割の1つとして重要なのはないかなと思っています。

これが資料1で、最後に、他のところとの連携という話で申し上げますと、イノベーションもウォーカブルも、もう市町村レベルでも、商工と道路部局とかまちづくり部局が全然連動していない状況なので、やっぱりそこはちゃんと書いておいていただいて、産業振興、それからスタートアップ等も含めてですけれども、そういうものとの連携というのが非常にまちづくりにおいて重要であるというのは私が申し上げることでもないんですけども、改めて、確認していただければと思います。

私からは以上です。

【○○委員長】 どうも、重要な御指摘ありがとうございます。

○○先生、よろしいですか。すみません。

【○○委員】 どうもありがとうございます。

特に資料の1番、「歴史・文化及び景観・環境等」について、第1ラウンドとしてコメントさせていただきます。昨年度ですが、奈良県明日香村の第5次明日香村整備計画の中間

見直しに携わらせていただきました。また現在は、福島県会津若松市の歴史まちづくりに携わらせていただいている。その両者に共通する点として、歴史的風土や歴史まちづくりという文脈のなかで、景観の保存・保全が取り組みの主題でありながら、実際には産業振興のあり方が議論の中心になっていることがあります。観光業が根底にあるのは両者に共通ですが、加えて明日香村では農業や林業、会津若松では商業。こうした地場産業の振興という文脈で、歴史的風土や歴史まちづくりにかかわる景観のあり方を受け止めなければ、結局のところ、ことは動かないことが確認されたのが非常に印象的でした。というのも、従来の文化財、例えば社寺仏閣や、教会、城郭にかかわる風土や景観は、宗教的なアンビエンスや権威、権力を表現するといった具合に、その施設が設置された目的の一部を担っているものと考えられます。風土や景観の保全・保存は、施設の設置目的と合致しているわけです。一般的な美術品や工芸品もそうでしょう。それに対して、歴史的な風土や文化的な景観というのは、言ってみれば民芸のようなもので、その美しさは用の美、機能美だと言えます。すなわち、その本来的な目的は別の機能を発揮するところにあり、保存・保全に値するとされる風土や景観は、その目的が達成されるなかで、結果として生じたものです。従って、こうした景観を保存・保全することは、結果として生じた景観を目的化する行為であることを、まずは確認する必要があると思います。農地は農作物を栽培するということが目的であって、その目的を達成し結果として、歴史的な風土や文化的な景観がもたらされている。風土や景観の保存・保全を目的とすることは、本来は結果であったものを目的化する行為である、というわけです。

しかし、結果としてもたらされた景観を保存・保全することに対して、これまで必ずしも十分な措置を取ってこなかった。それでは立ち行かないことがはつきりしたのが、明日香村や会津若松の歴史的な風土や景観の保存・保全だと思います。風土や景観の保存・保全そのものではなく、それらをもたらす産業の振興のためのキャッシュフローを考える必要がある。風土や景観がもたらす価値に見合ったキャッシュを確保し、それをいかに産業振興に流すかが、大きなポイントになると思います。

そのためには、例えば以前も議論になりましたけれども、再開発における域外・隔地の貢献先として、歴史的な風土や景観をもたらす産業の振興を考えるとか、あるいは、前橋市の馬場川通り再生プロジェクトにおけるSIB (Social Impact Bond) のような、新しいキャッシュフローの仕組みを検討しながら、企業にとってはCSRという範疇ではなく、本業としてのキャッシュフローの中に、産業振興を通じた風土や景観の保存・保全を位置

づけるといった工夫が必要なのではないかと思っています。

以上を第1弾として指摘させていただきます。ありがとうございました。

【○○委員長】 第2弾まで回るように、皆さん頑張りましょう。

すみません。取りあえず、会場の学識の先生を回しております。

【○○委員】 ありがとうございます。

方向性としてはすごくいい方向性だと共感はするんですけども、資料4の中間とりまとめ（案）のところでコメントしたいと思います。

まず1点目は、資料4の3ページ目、業務系の都市機能のさらなる集積というところですけれども、この方向性の2つ目、「業務施設等の集積を全国の各都市において、官民一体となって、云々というところで、必要な支援措置を実施」と書いてあるんですけども、老朽ビルという物の更新、あるいはリノベーション、魅力アップ、陳腐化したものを地域の時代に即してバージョンアップしていくということが、地方都市も、都心も、いろいろなところで非常に問題になっています。今、建設費が高騰しているという中で、再開発なども止まってるという中においては、やはりリノベーションみたいなことは重要ということは分かるんですけども、その中で、住宅局が持っている住宅を対象にした耐震化であったり、そういうリフォーム的なものに対しては結構補助メニューがあるらしいのですが、地方自治体の方に聞くと、住宅よりも業務系に対してはちょっと今弱いため、使いやすくしてほしいという声があります。住宅の支援ということは分かるんですけども、老朽ビルの更新、あるいはリノベ支援というのを、もう少し充実していただきたいなと思います。かつ、地方も都心もすけれども、かつてはオフィスだったビルで、上層階がなかなかオフィスとして使えない、生かしようないというようなところが増えており、これをするんだという話が出ています。上層部のみ、少し住宅に用途転用をするとか、そういうところも何か許容していく、まちなかの居住人口や、ここに書かれている職住近接に向けて、リノベーションを通じてやっていく、コンバージョンも含めて支援をしていくということも1つ方向性としてはあるのかなと考えています。ただ、住宅に転用する場合、建築基準法上の単体規定などいろいろ引っかかることもあるので、その辺りの取扱いはすぐには難しいと思うんですけども、モデルケース的にこれまでどのように突破してきているのかなどについて、設計事務所などが様々な工夫でやられている事例が大分積み重なってはきているので、こうした点をガイドブック的にでもよいので、その知見を集めて提供するようなことも、支援の1つかなと思っています。

2点目は、こここのページの「広域都市圏での立地の適正化や土地利用の在り方の見直しの促進」というところで、まさにそうなんですかけれども、ずっとお話ししているように、広域立適をつくったからと言って広域連携できているわけでもないというので、やはりそこに対してのきちんとしたEBPMを回していただくというようなことをしないと、またしても、計画つくったらいいんでしょという形になってよくないと思います。これこそまさに、「まちづくりの健康診断」をはじめとする客観的な指標により、EBPMを利用しながらどうのこうのという、広域立適の促進やそれに対する優遇措置をしていくというように、少し条件を入れていかないと、計画つくったらいいんでしょという形に、またしてもなりかねないと考えております。

最後に、4ページ目と6ページ目などに、歴まちのリノベーションの促進の支援、あるいは防災貢献みたいなところで容積率の緩和をするというようなことがあるんですけれども、それ自体はすごくいいことだとは思いますが、また、これも、つくったらいいんでしょという形で、その後つくった空間が本当に防災に資するような体制とか、持続可能性とか、そういうところの要件というのを入れていかないと、結局使われない、使えないみたいなところになりかねません。例えば、伝建地区とかでも、いろいろ行政が頑張って修景しても、その後空き家になったり、勝手に解体されている事例が結構出てきています。そういう問題もあるので、ファーストステップのところで、どうやつたら維持できていくのかという体制や、そのための運用みたいなところも考えていただくということをきちんと盛り込むことが、将来的にも持続可能になっていくのかなと思いました。

【○○委員長】 ありがとうございます。

次はどうしましょうか。オンラインから特に挙手はまだないですか。

それでは、こちらの会場のほうを回しますね。自治体の担当者の方からいきたいと思います。

最初、群馬県の○○さんから、お願いいいたします。

【○○専門委員】 群馬県の○○です。

方向性としては、おおむね理解はできております。ありがとうございます。

景観の話が大分メインに来ているんですけど、景観というのは、その土地利用とか建物利用の結果として成り立っているというロジックもやっぱり忘れちゃいけないかなと思っていて、我々県からすると、土地利用、建物利用とか広域的なそういう土地に関する広域的な調整というのも、やっぱり忘れないでもらいたいなと思っています。

恐らく、広域的な景観の調整を県に役割を求めるような感じのことも書いてあるんですけど、その広域計画を県でつくって、それに例えば市町村が遵守をしていくとかいうのがいいのかなという気はしていますが、文の中で、権限を一部都道府県に戻すとかということもあるんですけども、群馬県の事情を言うと、今、頑張って景観行政団体になろうとしている市町村長さんも何名かいらっしゃるので、その方のバックギアにならないように、うまく表現の仕方を考えていかないと、このままでいいよねということも起こりかねないので、ちょっと気をつけたいなと思っています。

あと、資料3で、地域間連携に関する広域のまちづくりというのを、EBPMによる効果検証となっている部分もありました。これには我々としても非常に期待をしておりまして、群馬県でも、県と複数市町村で、郊外土地利用の在り方というのを今検討していますので、こういったものがうまく使えば、各首長さんにも説得できる材料になってくるかなと思っておりますので、これは期待したいなと思っています。

取りあえず、以上です。

【○○委員長】 ありがとうございます。

オンラインで、すみません、○○先生。お願いできますでしょうか。

【○○臨時委員】 資料1について、3点ほど申し上げます。

まずは、2点目の「既存建築物群の連鎖的再生に良好な景観創出の促進」についてということで、景観の促進とありますけども、やはり先ほどちょっとお話ありましたけど、景観は人々の営みが、立ち上がったものが形として見えていると私時々言うんですけども、やはりその景観創出、もしくは景観を保全するということとともに、その機能更新が必要だと思います。なので、この文章のどこかに、もう少し、そのエリアの機能更新とかということも入れていただければと思っています。これは、例えば事業手法の個別の話になって恐縮ですけども、既に、個別利用区制度という制度で、歴史的、文化的建築物を有する価値を生かしたまちなみ整備と都市機能の更新誘導の両立を目指すと書いてある制度があります。長浜の事例、私も見に行きましたけども、そこからあまり進んでないようですね、こうした制度をより利用しやすくするみたいなことがあると思います。

ここでちょっと話は飛びますが、私、前から制度はいろいろあるんですけども、1回で終わっているものとか、少ない利用のものとか、あってもいいと思うんですけども、ぜひそういったものを見直したり修正をかけて、より使い勝手がいいものにするというようなことも、今後は必要じゃないかと思っています。

2点目です。簡単に、歴まちは裾野拡大ということで、対象を広げるということはよいとは思いますけども、一方で、既に100近くあるということですので、計画を推進するための充実化と言ったことも、引き続き、書いておいたほうがいいのかなと思いました。

3点目です。広域景観については、都道府県の役割の強化とも読めますけども、複数の自治体となると、やはり温度差があると思います。ですから、そこの調整業務に終始するようなことがあってはよくないと思っています。やはり、この広域景観を何でやらなきやいけないのかといったような課題認識をしっかりとつくって、それに向かってというところはぜひ、都道府県がリーダーシップを持ってやってくださいと。例えばですけども、ビューコリドーのように広域でしかできない課題、もしくは、インバウンドの行動を見た上でやらなきやいけない喫緊の課題であるみたいな、こうした課題意識をまずはしっかりと持って、それで、広域景観ということになるのかなと考えております。

資料1については、以上です。

【○○委員長】 どうもありがとうございます。

ちょうど先ほど○○さんがおっしゃられた疑問点にお答えいただいたような感じになつて、どうもありがとうございます。

引き続き、○○先生、挙手いただいているので、○○先生、お願ひいたします。

【○○委員】 いろいろ多方面にまとめていただきまして、ありがとうございます。特に、今回私が関心持ちはしたのは、資料3の3ページのところで、省庁間の政策間連携を進められていいで、非常に重要な点かなと思います。と申しますのは、現在進めておられるコンパクトシティ政策自体が、コンパクトな都市空間の中で、居住者の利便性というようなことを重視して進めていくという、そういう政策自体の性格からすると、内在的に、都市局とか国土交通省の所管を超えていくような傾向が既にあったのではないかという気がずっとしていたわけです。そうだといたしますと、このペーパーにありますように、国のレベルで、省庁を超えて横断的に政策連携いただき、福祉だとか、公有財産だとか、インフラの問題、交通も含めてやっていただけることは非常にいいかなと思います。それによって各省庁の施策がさらに高度化して、そういうようなものが、地方に指示、流されるということだと思うのです。他方で気になりますのが、最終的な目的は、こうした政策間連携が、第一線である地方のレベルで実現するということだとすると、地方レベルでの政策連携がこの取組によってどう実現するのかという、そこの関係が気になります。確かに各省庁ごとの取組が行われると、国のレベルでは多元主義の下での調整が行われます。し

かし、それが地方に並行移動して、地方公共団体に多元的な形で要請が行くということになると、私は現在の地方公共団体の人員だとか組織からすると、受け止め切れないんじやないかなというような気がするわけです。やはり1番大事なのは、担い手である地方公共団体に、国のレベルでお示しいただいたいろいろな政策が連携するんだというのを、一度、一覧するような場を設けて、それをにらみながら、その地域資源を活用するためにはうちには特にどこが大事なんだというようなことを各自治体に判断していただきて、施策を進めさせていただくというようなことが必要となります。そういうような調整の場を地方公共団体レベルでどうやって形づくっていくのかというのが、多分、次の課題になってきます。今進められている中央レベルでの政策間連携と、地方レベルでの政策間連携というの間で、なかなか一発ではうまくはいかないと思いますので、いろいろ対話を重ねながら、政策の深掘りをしていくというようなことになるのかなと思います。

そうだとしますと、例えば、地方レベルで一覧する場ということであれば、地方公共団体が今つくっている立地適正化計画でも、都市再生整備計画をうちは中心にすると言うのであればそれでもいいですし、また、自分のところでつくっている自治体条例があって、そこを中心にやると言うのであればそこを1つの舞台にして、ここに挙げられている各省庁の各個別法が、そういうところに相乗りしていく、国でどうしても譲れないことはきちんと要件規定として書き込んで、委任して、地方で一元化を図らせるというような形にして、必要なものについては個別に補助をつけていくなど、もう一段、何か制度的な工夫が必要なような気がいたします。政策間連携を地方レベルで、ここまで国で広がったものはどう実現していくのかということに留意いただけだとありがたいかなと思いました。

以上、感想です。

【○○委員長】 きめ細やかさが必要という御指摘、どうもありがとうございます。

○○先生も挙手いただいているということなので、オンラインの先生まとめて申し訳ないです。○○先生、お願いします。

【○○臨時委員】 よろしくお願いします。

今の○○先生の政策間連携に関する話ですけれども、今の政策間連携で書いてある状況というのは、根本的に地域の課題には対応できていないのではないかと感じています。ここでおっしゃっているようなイメージというのは、事業者が外からやってきて、少し歴史的建造物をうまく活用するとそこで地域が回っていくみたいなイメージなのかなという気がしたんですけども、全くそういう状況ではないだろうと。例えば、土地を使ったよう

な、言ってみれば第1次産業と言われているような産業がほとんど厳しい状況の中で、産業複合と、生業複合といったようなことも必要かと思いますけれども、だから農水省と連携すればすぐ何とかなるみたいなことでもないし、また、暮らしを支えるような高齢者の問題というのは、貧困の問題でもあるわけですけれども、ほとんどそういうことに対しての、今回のこの取組で何か配慮しようというようなことがちょっと見えていなくて、政策連携そのものの根本的なビジョンの見直しということが、必要ではないかと感じました。

1回目の発言としては、以上です。

**【○○委員長】** 確実に2回目を回さないといけない気がしますので皆さん、よろしくお願いいいたします。

会場に戻りまして、順番でお願いいたします。

**【○○専門委員】** 神戸市の○○でございます。よろしくお願いいいたします。

それぞれの論点につきまして、今後の方向性、丁寧にまとめていただきまして、ありがとうございます。

私からも3点ほど、提案をさせていただきたいと思います。

まず、資料1の「地域固有の魅力に根差すまちづくり」ということで、これ、大変重要な視点でございまして、私どもも力を入れて取り組もうとしているところでございます。その中で4ページにあるような、地域の大切な資源のリノベーションや活用の促進につきまして、民間のノウハウを活用した改修・運営を図るという方向性は、本当にそのとおりだと思っております。そのためには、地域資源とそれを活用する民間事業者とをマッチングするような仕組みというのが、まず大事かなと考えてございます。そういうマッチングのコーディネートを担えるというのは、まず不動産の活用に詳しい民間人材というのが適任でありまして、彼らがその不動産の活用に興味がある事業者とのネットワークを持ちながら、その地域資源の所有者に対しまして、その活用提案を行って両者をつなぐ、コーディネートをすることで活用が進むと考えてございます。現在、そのような枠組みがない状況ですので、本市では、外郭団体が100%出捐するという形で、一般財団法人設立しまして、そこに不動産の活用に携わっていた民間の人材のお迎えをしてございます。令和3年11月に財団を設立しまして、これまでの活動で5件ほど歴史的建築物の改修、活用が実現しまして、今、20件ぐらいで、活用に向けたコーディネートを行っているところでございます。こういった組織とか人材、こういったものをどう支えるかという視点も重要な要素かなと考えてございます。

それからもう 1 点ですけども、同じ資料 1 の 4 ページについてですけども、核となる地域資源につきまして、その保全・活用というのが施策のベースにはなりますけども、やはり、その創出するというか、作り出すみたいな施策が必要な地域もあるのではないかなど考えてございます。例えば、居住誘導区域内でも、ニュータウンなどでは歴史的な地域資源がないような地域というのも多いと思いますけれども、今後、スポンジ化などに対応するためにも、そのエリア価値を高めるということの必要性というのは同じだと思っております。そういう地域において、例えば、住民の多くが日頃活用する鉄道駅の駅舎、地域の顔となるところを、例えばその地域の文化とかその環境を取り入れたようなシンボリックなものにしたりとか、あるいは、駅前空間を美装化して日常的なイベントの場にしたりとか、そういう地域資源を、皆さんのが魅力を感じる地域資源をつくるというような取組も重要じゃないかなと考えております。本市は、なかなか鉄道事業者の体力がないところでは、本市独自で補助しているところもございますけども、こういった取組を支えるという観点も必要じゃないかなと思っております。

それから 3 点目ですけども、政策間、地域間との連携のところでございます。資料 3 の 3 ページにつきましては、1 つは経済産業省、先ほどもありましたけども、そういうものの連携が必要じゃないかということと、もう 1 つ、4 ページにありますように、やはり公共交通分野との連携というのは特に重要じゃないかなと考えてございます。鉄道とかバスというのも都市を支えるものですので、その存在というのは、都市の在り方に関わってこようかなと思います。公共交通については、公共交通事業者による需要に応じた運行、それを支えていくと、そういう考え方方がベースにはなるんですけども、やはりその都市の装置という捉え方で、都市政策としても、さらに踏み込んで、公共交通ネットワークの維持・充実に取り組むべきというような要請を強く受けておりまして、取組が必要だと感じてございます。そういう中で、公共交通の施設整備につきましては、先般、社会資本整備総合交付金の中に地域公共交通再構築事業が新設されておりまして、これ大変、意義深いことかなと思っております。今後、その運行の経費、こういったものについても、都市政策として支援に踏み込むのか、本当にどこまで踏み込むのか議論分かれると思いますけども、支援がなければその都市の装置としての公共交通ネットワークが形成できないというような状況も実際に出てきておりますので、今後の検討課題と感じてございます。

以上でございます。

【○○委員長】 重要な御指摘、ありがとうございます。

それでは、○○さん。

【○○専門委員】 長岡市役所の○○と申します。

この資料について、都市の課題に即してまとめていただいていると思います。大変ありがとうございます。

そういった中で、まず1点目は、都道府県の役割というところについてですが、今回より能動的なまちづくりや景観行政の関与について示されているところですけど、先ほど○○先生のお話にも少しありましたが、やはり、全体最適と市町村の自主性との兼ね合いがポイントになってくるのではないかと思うんですけども、今後、例えば本当に都道府県さんのほうが景観行政やまちづくりについて、権限と責任を持って広域調整に取り組むとなりますと、やはりしっかりとビジョンを明確に示していただきなければならないと感じています。理念的な総花的な計画ではなくて、都道府県全体を俯瞰した上で、ある程度、メリハリのあるまちづくりや景観についてのビジョンを定めて、これを市町村としっかりと共有していくかないと、こういった広域調整はうまくいかないのではないかと思います。ただこれは、制度と言うよりも、自治体側の課題ということで、自治体側としても努力が要るのかなと思っているところです。

次に、災害関係についてですけども、災害対応は昼間人口を意識した防災力の強化というのは、まさに持続可能なまちづくりを進める上で、中心市街地等への投資を呼び込む上でも非常に重要な要素になると思っております。ただ、その防災力の強化で、民間事業者を呼び込む際に、民間需要の弱い地方都市では、容積率緩和ではなかなかうまくいかないと思っていますので、それ以外のテナントマッチングですとか、ビジネスマッチング、あるいはリクルートの連携など、都市側にとってもメリットのある方法で、期限付の金銭支援とかではなく、持続性のある対応が必要なのではないかと考えております。そういった意味では、この中でも言わていますが、地方においては、やはり横連携と言いますか、市の部局でも連携をとりながら進めていく必要があると思っています。長岡市においては、最初の頃に御説明したミライエ長岡で、産業支援の取組などで部局連携を進めているところもございますので、今後こういったものをより強化しながら、色々なインセンティブについて、研究していく必要があると考えているところです。

また、歴史まちづくりについてでございますが、こちらにつきましては、長岡市のような戦災都市はいずれも同様でしょうが、やはり伝統的な建築物は市街地においてほとんど消失しているという状態もありますし、そういった中で、支援の幅が広がるということは

選択肢が増えるということありますので、今までやってきたエリアだけではなくて、さらに新たなエリアでのこういった活動ができれば、各地域の連携などによって、圏域内全体の相乗効果というのを期待できるかなと考えているところです。

そういう中で、シビックプライドという話もありますけども、物が残っていない地域としましては、地域のメンタリティーということも必要ではないかと考えております。そういうものを引き継いでいく施策ということも重視しているところもございます。ふるさとの愛着ですとか、そういったことにつながって、一旦地元離れた方が関わりを持ってもらったり、戻ってくる先としてまたふるさとを選んでいただけるようなことにつなげていければと思っています。

長めになりましたが、今回のとりまとめについての少し感想みたいな形で申し上げました。

【〇〇委員長】 どうもありがとうございます。

それでは、〇〇さんですかね。お願いします。

【〇〇専門委員】 経団連より派遣されています、三井不動産、〇〇です。

多方面にわたりとりまとめいただき、ありがとうございます。2点、申し上げさせていただきます。

資料1について、民間の視点でコメントさせていただきます。できるだけ民間投資を呼び込むのであれば、民間には、一定のやはり事業採算性が問われます。まずもって、一定程度のマーケットが既にそのエリアに存在していて、その投資が呼び水となってエリアがさらに活性化して、個別事業の継続性だけじゃなくて、経済波及効果がまち全体に起きると。そうつながるかどうかのストーリーが描けないとなかなか投資が難しいといったものです。歴史的建造物の保全、改修、景観の維持、これ、非常にお金がかかりますし、我々も、重要文化財に指定されている三井本館というものが日本橋にあるんですけれども、特別対応するなど、非常に費用負担、多額の費用をも費やしております。当然、残す意義が歴史的、都市的にもあると想定したことですが、それだけではなくて、多くのアセットを持つ日本橋エリアにおいて、事業的にも、やはりそこに意義があると、そういう判断の基、実施しております。やはり、ただの資金の垂れ流しですと、民間企業ですと、当然投資責任を問われますし、歴史的建造物を改修、保全することは重要なんですが、民間の資金の活用を促すのであれば、大前提として、そのまちの目指す姿や、エリアが潤う絵姿というものがしっかりと描かれていて、その上で、保全でも、リノベでも、その投資がまちに

どう貢献し得るのか、対象物の多面的な役割検討や事業性、そういうものを含めて判断、実施をしております。なので、地域の資産を生かしたまちづくりを進めるにしても、当然、そこには推進にふさわしいかどうか、選択と集中も必要だと思いますので、その辺りも明確化すべきじやないかなと思っております。

資料2ですが、防災力の強化の点で1点。防災力の強化に当たって、ハード面の整備、非常に重要なんですが、ある程度ハード面の防災整備が整った都心部においては、減災に向けた取組を評価支援する仕組みが、そういったことを積極的に検討する時期に来ているのではないかと思っています。来街者や来訪者対応も視野に入れた防災訓練や救護訓練、防災品の入替え対応など、実際に災害が起きたときに迅速な対応を可能とするソフト面の取組、これ、減災に向けて非常に重要でして、迅速な対応、初期対応が、来街者、来訪者の被災軽減に直接影響してきます。特に都心部では、昼間人口が非常に多いので、彼らを迅速に避難誘導したり、けが人を初期救護する。こういった活動には、建物の所有者や運営者の協力、そのための訓練といったものが求められてきます。防災・減災の取組は建物1棟で対応できる問題でもなくして、地域のエリマネ団体とも連携して、まちとして取り組むべき内容ですので、多くの関係者の力も必要で、公共性の非常に高い取組だと思っています。来る大地震に備えて、被災時のソフト面の防災・減災対策について、まちや建物所有者が平時にどれだけ備えをしているか。そこを積極的に評価支援する、制度的に後押しすることで、民間企業が、そこに積極的に取り組めるように促す仕掛けが大事じやないかなと思っております。

以上です。

【○○委員長】 どうも民間からの視点、ありがとうございます。

○○さん、どうぞ。お願いします。

【○○地域振興部長】 ○○委員が欠席でございまして、申し訳ございませんが、代理として出席しております。

昨日、○○委員と議論いたしまして、ここは発言してほしいというところを預かってまいりましたので、幾つか発言させていただきます。

まず、中間とりまとめ骨子（案）について、○○委員も非常に評価しており、商工会議所の意見を盛り込んでいただいたことに感謝しております。とりわけ、骨子（案）のタイトルにある「地域に民間投資を呼び込み、個性ある都市空間をつくる」という方向性は、我々商工会議所としても、これまで一生懸命目指してきたものでございますので、このコ

ンセプトをどう具体化して、地方都市に経済効果を波及させていくかという点がポイントだという御意見を、○○委員からいただいております。

一方で、そのときの課題として、とりまとめにも記載がございますが、人口減少による需要減少に加えて、物価高、金利上昇によって都市開発コストが増大しています。こうした状況の中でリノベーションや再開発事業における利益回収が困難になっており、地域経済、あるいはまちなかの再生が追いつかず、民間にとって投資予見性が成り立たないという課題があります。まずは政策として、公共投資をするのであれば、民間投資にどう波及させていくのか、その際の初期投資コストの低減なども、しっかりと目配せしながら進めていくことをぜひお願いしたいと思っております。

本来あるべき姿は、民間投資を呼び込んで、連鎖的に地域の消費が活性化していくと、それによって付加価値も高まっていくという姿だと思いますが、なかなか地方都市もそこにたどり着けていない状況です。自治体側としても、付加価値が高まることによって、固定資産税、あるいは、消費が活性化すれば地方消費税、こういった税収増というリターンがありますので、この地域経済の好循環を取り戻すための道筋も、今回のとりまとめの中でぜひ意識して書いていただきたいと思います。

そういう中で、具体的にそれぞれの個別論点についても意見させていただきたいと思います。

まず、地域固有の魅力に根ざす歴史まちづくりに関して、この地域資源を活用したまちづくりというのはまさに重要な視点でございます。商工会議所も関連している取組みとして、前橋の馬場川通りももちろんですし、先ほど御指摘のあった会津若松も、産業振興と非常に連動した取組として成果が出ております。特に会津若松の七日町通りにおけるまちづくりは会津若松商工会議所の渋川会頭が主導しており、以前は誰も歩いていなかった商店街を30万人が訪れる観光地に再生させ、新規創業などによってまちなかに新たなお店が入ってくるという、歴史的なまちなみの再生を契機に好循環が生まれてきている事例であります。こうした取組をやり遂げていくためには、民間側だけでは難しく、公民連携の体制をどう整えていくのかといったプロセスが重要です。

商工会議所としても、民間側の反省点でもありますが、行政任せや要望して終わりということではなくて、官民がお互いのプロジェクトを連携させていく仕掛けづくりが重要であると思います。とりまとめにあるような政策間連携とも関連しますが、省庁間だけではなく、地域でも、行政の中の枠組みもそうですし、民間との垣根をどう取り除いていくのか、

そのための連携の場が重要になってきます。

地方からは、行政との歩調や考え方が合わず、歯痒い思いをしているとの声がありますが、行政側にも、様々な施策はあるものの活用方法が分からず、議会等への説明もある、といった課題があり、結果的に両立する状況になっている状況だとうと思います。これを突破していくためには、とりまとめに描いていただいたような絵図の実効性確保が必要ですが、かなり多方面での支援が必要になってくると思いますので、ぜひそこも見据えて、施策の強化や伴走支援などをお願いしたいと思っております。

先ほど経団連の〇〇委員からもおっしゃっていただいたように、官民のプロジェクトを連鎖的に展開していくためには、持続的に収益を上げられる仕組みが必要であり、そこからバックキャスティングして、官民の適切な役割分担、具体的には建物の取得、改修、整備というところにとどまらず、エリアマネジメントまで含めて、トータルで仕組みを考えていくことが必要です。我々商工会議所も、現場ではまちづくり会社をつくって、資金・人材を出し合って事業を実施しており、そこに行政の支援も入って、うまくいっているという取組みが、各地で見てとれます。おかげさまで、都市再生推進法人をはじめとする施策分野において、公民共創のハブとして商工会議所の役割が非常に重要になってきているのかなと思っておりますので、各地域で議論・活動を活性化していくに当たって、期待される役割というものを、ぜひとりまとめにも、記載していただくようお願いしたいです。

例えば、犬山のまちづくり会社などの取組みの背後には、地域の経済人が一緒になって、このエリアをどうするのか考える仕組みが土台にありますが、まさに市町村都市再生協議会のような場が活用できると思っています。官民による協議会はなかなか活用が進んでいない地域もあるかもしれません、こういった受け皿を活用して公民連携によるプロジェクトや、民間による初期投資のリスク低減を図る支援などを講じるような仕組みづくりをお願いしたいと思います。

最後に、防災の関係です。先般、奥能登に行ってきたものですから、気になる点を申し上げたいと思います。和倉温泉や七尾市内の商店街などでは、貴重な木造建造物が地震の被害を受けました。今、一生懸命リノベーションして、何とか建物を維持しようと頑張っていらっしゃいますが、振り返ってみると、発災前から、事前防災の意識や取組みが十分だったとはいえないように感じています。景観と防災をどう両立するか、事前に何かできることがなかったのかという点は、少し考えたほうがいいのかなと思いました。実際に、和倉温泉の方の話を聞くと、復興で目指す姿として、かつて地元の人が楽しんでいた、海

が見える景観を取り戻すまちづくりをしていくべきではないかということを考えているようですし、七尾の商店街でも、歴史的な建造物をどう再生させるかということを一生懸命考えており、いずれも本当に景観を重視したまちづくりを進めたいという強い思いがありました。やや感想のところもありますが、政策間連携の中でも景観の観点も踏まえて考えていったほうがいいのかなと感じたところでございます。

私の発言は以上です。よろしくお願ひいたします。

【○○委員長】 どうもありがとうございます。

皆さんの御協力で、進行に御協力いただいたおかげで、時間に若干余裕が見えて、私も発言できますので、僕も発言させていただきます。

私は資料3に関して2点、とりあえず発言できればなと思っていた、1つ目は15ページの「まちづくりの健康診断」のことですが、これは○○先生にも協力いただいて、ちょっとどきどきしながら導入したんですけど、結構使っていただいているようありがとうございますということです。ただ、まだ不備もあるかなと思っていた、特にコンパクト・プラス・ネットワークと言いながら、ネットワークの部分の評価項目というのがちゃんと入ってないんですよね。そういう意味で、やっぱり、まちづくりと交通というのはセットなので、そのところをうまく評価できるようにしていく必要があると思っています。あと、これはもうちょっと先の話かも分かりませんけれども、公共交通だけの軸ではもうちょっとまちがもたない地域も多く、自動車をちゃんと計画的にコントロールして、そこも拠点にするような政策というのも考えないといけない状況になっています。それは、幹線道路沿道とか、道の駅とかというそういうスタイルのものではなくて、ちゃんとしたまちの中の十分広い駐車場に車をとめて、1日ゆっくり街を歩けるといったウォーカビリティを担保できるインフラ整備とセットにした政策を、中長期的には考えていかないといけないと感じていますというのが、1点目です。

あと2点目は、資料3の17ページ以降になりますけれども、広域的にどうするかというのが大きな今回の1つのポイントかと思うんですけれども、これも皆さんから御指摘があったとおり、なかなかうまく機能しないというのは事実なんです。実は機能する解はあって、これは海外事例ですけれども、要するに、財源を1つにまとめる就必须できます、ということです。すなわち、各市町村さんの財源を1つにまとめて1つの意思決定の下でやるということです。抜ける自治体さんがいては駄目ということで、これも、県さんが調整されるのがいいかも分からないですけども、通勤圏というか、交通の圏域でまとめてや

られるのが1番いいと思います。ちょっといきなりそこまでは無理よって言われると思うので、まずできることで1つのアイデアとしては、これをやられるといいですよというのが、各市町さんで、立適じやなくて、マスプラ、都市マスで将来構想図というのを書かれています。そこには、各市町さんが一生懸命、ここに拠点集約するって言って、中心拠点、地域拠点、工業拠点、スポーツ拠点とかって拠点いっぱい丸々書いてて、その間を交通軸とか結んでるわけですけど、そのデジタル情報を全部画面上でとってきて、福岡県でまとめてつなぎ合わせた連結図を1個作ったんですけど、見事なモザイクアートになります。市町間で全然連動していません。それをまず見ていただくというのが1番いいかなと思います。ある講演の場で、僕、それ見せて、福岡市さんが、北九州から熊本に行くルートとかを交通軸に設定されているんですけど、飯塚市さんが、交通軸を一生懸命福岡市のほうに延ばしているんですけど、それが全くつながっていないわけです。その講演をしていると、聴衆に飯塚市長さんがおられて、こんなになっているんですかって言ってショックを受けられてました。ただ、3年後、福岡県の同じマップをつくると、飯塚市さんの周りがちゃんと交通ネットワークがつながっていたんですよ。だから、そういう連結図を見ていただくということで、まずどんなに周囲の自治体とつながってないか、連動してないか。自分がコンパクト化やっていると思うけど、圏域で見たらただの分散化計画になっているということを認識していただくということが、まず大事かなと思っていますので。ぜひ、個人の研究室でやると全国はできないので、茨城県と福岡県は作成済みなので提供できますが、ほか全国について、ぜひ国の方でも作成いただけたとありがたいなと思っています。

ということで、まだ30分残った状況で大変すばらしいのですが、ここの段階で、事務局から何か、お答えいただくようなことはございますか。

【齋藤都市計画課長】 私のほうから、幾つかいただいたコメントに対して、お返しをしたいと思います。

「まちづくりの健康診断」について、いろいろ御指摘いただきました。エールもいただいたと思っています。「まちづくりの健康診断」の中で、○○先生がおっしゃっていたような流域治水だとか、防災の観点で危ないところに人が増えているかどうかとか、そんなところも今入れ込んでいるところでございますから、将来的にどういうふうに集積して集約していくのかというところも含めて、政策判断ができるようにしっかりとやっていきたいと思いますし、○○先生がその中でもおっしゃったみたいな広域立適の、きちんとそういう

うふうな評価ができるように、ちょっと「まちづくりの健康診断」も拡充していきたいと思っていますので、そういう対応をしていきたいと思います。

公共交通のところ、○○先生おっしゃっていたので、健康診断のところでも、今でも一部見ているところあるんですけど、ちょっと十分ではないというような御指摘だと受け止めましたので、しっかり対応していきたいと思いました。

あと、連携のところで幾つかいただきました。商工部局とかどんどん連携とかを明記するあるとか、あと、○○先生でありますとか、あと、公民連携というような話、○○さんからもいただきましたけれど、そういう、霞が関だけじゃなくて、地方でのそれぞれの連携というところも、どういうやり方をやっていけばいいのかというのは、我々としても考えて、コンパクト・プラス・ネットワーク形成支援チームの中でも共有しながら、地方にどう下ろしていくのかというところは考えていきたいと思います。

あと、○○先生からビルのリノベーションの話がございました。我々は、そのビル 자체を直すということにお金というよりも、機能として業務系機能を入れるというところについては、新規であろうとリノベであろうと、支援をしていくというところでございますから、併せてリノベーションを推奨していきながら、うまくそういう機能が入るようにしていきたいと思います。

あと、防災貢献のところでも幾つかいただきましたので、我々としても防災貢献はハードでつくって終わりというところでは考えておりませんので、そういうソフト面も、柔らかい公共貢献というようなお話、前回の議論でもしましたけれど、そういうところの中でうまく評価をしていければと思います。

あと、景観のところについてお願いします。

**【藤篠都市環境課長】** 景観歴まちを担当しています、都市環境課長の藤篠ですけれども、色々といただきまして、大変ありがとうございました。

まずリノベーション関係は、今回、景観法の中では、今まで規制が中心だったものを、いかにその再生というところに軸足を入れていくかということ。あとは、中間的組織として、景観整備機構を民間参入させて、再生させていくかというのが今回の大きな御提案であるわけなんですけれども、○○先生からのキャッシュフローが大事であるとか、○○先生から營みが立ち上がったものは結果的には景観なんだという話でありますとか、そのマッチングの仕組みが大事という○○さんからのお話もありましたし、この辺のところについて、できるだけ、今の地方都市の問題が、所有者が高齢化して活用の当てもなくして、キ

ヤッシャフローが入ってこないという中でどんどん景観が損なわれているという状況を、いかに第三者という形で民間を参入させていくかということが極めて大事であって、それこそが、営みがあって初めての景観だと思っておりまして、そういうものを立て直したいというのが、今回の資料1での提案でございます。同時に、やっぱりそのマッチングのお話もありましたけれども、地元だけではなかなか難しいというところは、全般的にこの景観整備機構がリノベーション産業みたいな形で、きちんと全国的に確立をして、この人材育成とかマッチングを図るような機能ということも、この景観法の改正と併せて実施していきたいなと思っているところでございます。その際に○○さんからもありましたけど、選択と集中が大事ということは私もすごく大事だと思っておりまして、やはり、いきなり全部のエリアで再生させるということは難しいので、それぞれ市町村なりがここだというところをきちんとエリアを区切って、期間、エリアを区切って、選択と集中で、こういったものを再生させていくということが大事かなと思っております。

○○先生から業務系のビルのリノベの話がありましたけれども、実は、やっぱり民間に對して資金をどう流していくかということは理屈が要るわけなんですけれども、その際に景観というのは1つの理屈になってくるわけなんです。住宅は耐震化の補助が手厚い、景観をやっぱり再生させるという観点から、業務系のビルというもののリノベーションに対しても、こういった仕組みを通じて支援しやすくするという効果もあるかなと思っております。

あとは、広域景観の話で幾つかお話しいただきました。今回、都道府県の役割を強化していくということですけれども、実は、景観法がつくられたのは20年前で、その当時はもう二重行政はやめろみたいな感じの行革の嵐の中でつくってまして、この仕組みというのは都道府県が行政団体だったりしますけども、市町村が団体になつたらすこつと抜けていって、市町村、都道府県の役割がなくなっていくみたいなそういう仕組みで、ちょっとそこは修正したいなと思っておりまして、特にメガソーラーとかそういう再生エネルギーの施設がどんどんできて、近隣のまちが非常に一生懸命取り組んでいるのに、遠景の景観が悪くなってしまうみたいな事例が結構あります。例えば、このスライドにありますけど、別府湾など、複数の市町村が囲んでいて、この別府湾をしっかり守っていくことがこの地域にとって1番大事だというようなことがあって、そういうようなものを、広域的な景観というのは今まであんまりない視点をちゃんと入れていくということで、そこに大きなビジョンがあって、都道府県の役割というのが来て、それであって都道府県が、よりそれぞ

れの市町村を調整していくというようなことを、この法律の中に入れていきたいと思って  
いるところでございます。

以上です。

【須藤まちづくり推進課長】 私、まちづくり推進課長から、1点だけ、短く発言させて  
いただきたいと思います。

さっき〇〇さんからお話をあったように、地域資源の保全とか活用をやっていく中でも、  
特に公民での連携の在り方が大事だというお話をあったところです。その中でも、公共で、  
例えば初期投資の軽減、こういったところにどうやっていけるのかと。それも踏まえつつ、  
公任せにならないように、民間投資、民間事業者さんをどう巻き込んでいくか、そういう  
視点が非常に重要なのかなと思います。今日の資料1の4ページのところにも出させてい  
ただいておりますが、公で、計画に位置づけるであったり、方向性をしっかり戦略として  
出したりする。守口の例も、はじめそういう形で、しっかりビジョンをつくった上  
で進めていると思います。こういった部分で、公主体のみならず、民間さんを巻き込みな  
がら、一緒にやりながら、例えば、改修なりリノベーションするに当たっても、耐震改修  
のような、やらなくてはならない、根っこになる部分は、どうしてもお金がかかってしまう  
。このようなところについては、初期投資の軽減という観点から見れば、公共が少し面  
倒を見る部分もあると思いますし、また、そういったものを踏まえて、実際の活用であつ  
たり運用であつたりという部分は、民間さんにより頑張っていただく。そういった役割分  
担であつたり、連携の在り方であつたりというのは、制度もそうですし、予算もそうです  
し、という中で、しっかり考えていく必要があると思いました。ありがとうございました。

【〇〇委員長】 どうもありがとうございます。

それでは、第2ラウンド。

〇〇先生から。

【〇〇委員】 ありがとうございます。

先ほど〇〇先生が、オーセンティシティという言葉を、景観をめぐるキーワードとして  
挙げてくださいましたけれども、私はもうひとつ、ヴァナキュラーという言葉も加えてい  
ただきたいと思っています。この分野の古典的名著に「Discovering the Vernacular  
landscape」という本があり、アメリカのJ. B. ジャクソンという研究者によって著され  
ています。先ほど景観をめぐって、保存とか保全だけではなく創出もというご指摘がござ  
いましたが、こうした側面をも包含する概念として、ジャクソンはヴァナキュラーという

言葉を使っています。極端に言うと、マクドナルドのゴールデンエム、あれもヴァナキュラーなランドスケープになり得る、といったことがこの本の中に記されています。ややラジカルなところもありますが、非常に面白い考え方ではないか。よって、ヴァナキュラーという言葉もキーワードのひとつとして提示したいと思います。

一方、政策間連携の件ですが、私はかつて環境科学という分野にかかわったことがあるのですが、当時は、既存の学術領域ではなく領域横断型の新しいサイエンスとして、環境科学が標榜されていた時代でした。しかし、これがなかなかうまくいかない。なぜなら、当時の環境科学分野は点描画のように、いろいろな原色を持った既存の様々な分野の専門家を集め、その集合体として中間色としての環境科学を表現しようとしていたかと思うのですが、それでは中間色ができない。環境科学という分野を構成する各人が、それぞれの専門分野から原色を持ち寄るのではなく、各人が複数分野にまたがるような研究をする。こうした中間色的な研究者を集めることで初めて、環境科学という領域横断をアイデシティにした分野はうまくいくものだと痛感しました。ただし、こうした際に最も難しいのは評価で、中間色を標榜し複数の領域に挑戦してきた研究者を誰がどうやって正当に評価するのか。それが大きな壁になるのです。

このアナロジーでいきますと、政策間連携というのは、既存の部局や分野を代表する専門家を集めてという形では、なかなかうまくいかないのではないか。それでは、十分な評価がついてこないのではないか。政策間連携を進める主体や評価のあり方を、慎重に検討する必要があるように思います。

抽象的な話で恐縮ですが、以上にさせていただきたいと思います。

【○○委員長】 ありがとうございます。

ほかに、第2ラウンド。

○○先生、お願いします。

【○○委員】 ありがとうございます。

先ほど○○先生や皆様がおっしゃっていた、コンパクト・プラス・ネットワークのネットワーク性というのがかなり弱くなっていると思っています。立適をつくっていても、鉄道網とか、あるいは駅の周辺拠点とかというふうに指定はしているんですけども、例えば、JR京葉線の通勤特急が廃止とかといいった形で、どんどん鉄道網そのものの利便性であったり存続危機みたいなことが言われるようになってしまっています。政策間連携という中で、この総合政策局さんの地域公共交通との連携というのは書かれているんですけど、

もう少しもっと大きな、広域の鉄道局の交通政策との連携というのも、やはり必要ではないかなと思っています。と言うのは、交通政策審議会の委員として、そこがちょっと欠けているといつも思っていますので、そこもぜひ、入れていただければと思います。

あともう1点ですけれども、これは今後の検討課題になると思うんですが、最近、前もお話ししましたけど、観光集客施設というものの取扱い、特にインターチェンジ周辺で市街化編入をするというようなものが増えてきて、せっかくまちなかで、いろいろとコンパクト・プラス・ネットワークで頑張ろうというところの中で、大規模なモールであったり、ディスカウントストアみたいなものがどんどん来るということに対して、観光集客施設などという取り扱いがなされています。こうした観光ということに対しての考え方を、いま一度、整理する必要があると思っています。その中で、最近、非線引き、あるいは都計外、準都計の区域での大規模な観光施設開発というのが非常に多発しており、地域でいろいろなもめごと起きたり、無届や違ということがニュースになっております。都市計画法第91条に、罰則というのが1年以下の拘禁刑または50万以下の罰金に処するということで、たかだか50万なんです。かたや、盛土規制法は今、法人には3億円以下の罰金みたいな形になっておりまして、やはり時代に応じて、都市計画法の罰則ももう少し見直していき観光系も含めて、きちんとコントロールというか、抑止力につながるようにするべきではないかなと思いました。

最後に、先ほど、景観形成団体に関する都道府県と市町村の関係ですが、最近、景観形成団体になりたくても、担当者が2人とか1人しかいないという中で、またその市町村ごとに景観計画つくって何とかしていくというのが、もうマンパワー的に難しいということもあります。確かに都道府県に移譲するというのもあると思うんですけども、逆に、せっかく都道府県がもう景観計画つくっているのであれば、その一部が準用できて、運用は市町村だけれども、その景観策定主体はもう都道府県というような、計画策定主体と運用主体をその地域の実情に応じていろいろと調整できるみたいな思想も、1つ、今後マンパワー不足という中では必要じゃないかなと思いました。

以上です。

【○○委員長】 ありがとうございます。

いろいろなところに応用できそうなアイデアだと思います。ありがとうございます。

まだ時間ございます。いかがでしょうか。

○○先生、お願いします。

【〇〇臨時委員】 先ほど申し上げましたように、ここで、今回提案していらっしゃるそれぞれの施策については、非常に意義があるものだなと思っております。

ただし、これらの施策を進めていくときに留意しなければいけないのは、自治体には様々な規模、体制があるという点です。特に、神戸市さんのように政令指定都市で多くの権限を持ち、国を牽引するような都市計画を行っていらっしゃるようなところもあれば、都市計画課を持たない市町村も少なくありません。この背景には、都市計画の優先順位が下がり、加えて、〇〇先生からおっしゃったような人手不足ということもあろうかと思います。そういう意味で、都市計画技術の格差というものが、かなり開いてきているのではないかと思っています。その中で一律に施策を提示しても難しいという面がありますし、さらに、今回呈されて、都道府県の役割、国の役割も、それぞれの自治体の規模、体制に応じて異なるのではないかと思います。したがって、基礎的な担い手の状況を踏まえた上で、様々な展開する必要があり、そして、地域状況を市町村自らが把握、認識するためにも、健康診断を生かしていただければと考えます。

以上です。

【〇〇委員長】 どうもありがとうございます。

まだ1人、行けますか。

〇〇先生、どうぞ。

【〇〇臨時委員】 コメントと質問ですけど、資料4の「今後、さらなる検討が必要な事項」のところの、1番最後の「イーコマースをはじめとする」という文章の意味がちょっとよく分からなくてですね。何がデジタル空間における産業というふうなことなのか、その拡大を踏まえたリアル空間としての都市の在り方ってどういう意味なのかなというの、そこからまちなかに人々を呼び込み外出を促進するという話が、ちょっと論旨展開がよく分からなかつたので、もうちょっと説明していただければなと思ったんですけれども、このことに関して、ちょっと2つだけ。

1つは、デジタルが大事なのはもちろんんですけども、デジタルを使いさえすればいいと言って、そのデータだけ集めて、それで、「うん、なるほど。ここは人が多いね。」という現状確認で終わっちゃうというのや、デジタル機器の整備に補助を出しますよみたいな話で機器設置だけで終わっちゃったら本末転倒になるだろうなというのがあるので。多分、こここの論旨展開はそういう、デジタルをどうリアルに翻訳するかというような話を考える上で、非常に重要なものになるのではないかというのが1点目です。

2点目は、さっきの能登の話もありましたので、私も能登に関しての話をいろいろ聞いていると、若い世代はやっぱり現地の人や生活の魅力に引かれて移住するんですけども、大体、若い世代がまちづくりのデジタル担当になって、肝腎な移住してやりたかったことができていないというような話をいろいろなところで聞きます。もうそれで疲弊してしまっていると。デジタル的支援というものは、まちづくりにおいて非常に、特に過疎の地域においては重要であるということを踏まえつつも、何でもかんでもデジタルをというのと、それをできる人に担ってもらうというような形がちょっと極端になっている状況があるので、そういったところのまちづくり的デジタル活用という意味での支援というのが、特に人材不足のところでは重要だろうなと、これからのことだと思いますけれども、思ったところです。

以上です。

【○○委員長】 なかなか盲点になっているところかと思いますが、御指摘ありがとうございます。

どうもありがとうございます。やり取りがあって、非常に議論としては活性化できたかなと思っております。

どうも御協力ありがとうございます。

大体時間が来たので以上としたいと思いますけど、今の第2ラウンドは、事務局としては、取りあえず発言を受けておくということでよろしいですかね。

はい、ありがとうございました。

それでは、一応今日は、5つの論点、「地域の歴史・文化や景観・環境等の地域固有の魅力に根差すまちづくりの推進」、「災害からの安全性・防災力の強化」、「これらを推進するための政策間・地域間での連携」、この3つについて議論させていただいて、前回と合わせて5つの論点、一応、皆さんに御議論いただけたということになっております。それに加えて、それら5つの個別論点なんですけれども、中間とりまとめの骨子（案）についても御意見いただきましたということで、超高速だとは思うんですけど、次回は中間とりまとめの審議を行っていただくということになっておりますので、次回も何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、以上で本日の議事を終了させていただいて、進行を事務局にお返しさせていただきます。どうも御協力ありがとうございます。

【丹下企画専門官】 ○○委員長、委員の皆様、ありがとうございました。

本小委員会につきましては、次回、12月19日金曜日10時からの開催ということで予定をしてございます。先ほど、委員長からも御指摘ございましたとおり、中間とりまとめの審議を行っていただく場ということで、セッティングをさせていただいておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

また、本日の会議の議事録につきましては、後日、各委員等の皆様に送付をさせていただき、御了解をいただいた上で公表をする予定でございます。

それでは、以上をもちまして、第30回都市計画基本問題小委員会を終了させていただきます。本日は長時間にわたりまして、誠にありがとうございました。

—— 了 ——